

【記載例：12月まで徴収し、1月以降徴収できなくなる場合（普通徴収）】

退職の日が 一月一日から四月三十日までの間の方 について は、本人 からの申出 がない 場合であつても、必ず 残税額をまとめて徴収して ください。	付 受 印	市町村民税 道府県民税	給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収	
	(あて先) 京都市長 令和 年 月 日 提出	給与 特別徴収 義務 者	所在地 京都府中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 名称 洛中商事株式会社 個人番号又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	担当者 氏名 鴨川 花子 電話 075-123-4567

給与所得者 新規登録	フリガナ	キョウト タロウ	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏名	京都 太郎							
	生年月日	明・大・昭・平 55年 5月 5日		円	6月分から 12月分まで	1月分から 5月分まで			
	個人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9						令和8年 12月27日	
	住所	1月1日現在 京都市右京区太秦○○町31		円	154,500	90,500	64,000		
	異動後								

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）		
新しい勤務先（特別徴収義務者） 所在地 番号を記入 この欄は、一括徴収（残りの税額をまとめて徴収）	特別徴収 指定番号 担当者 氏名 電話	新しい勤務先（左記担当者）へは、 月分（翌月10日納期限分） 月額 円 月分（翌月10日納期限分）～ 月額 円 を徴収し、納入するよう連絡済です。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）		
番号を記入 この欄は、一括徴収（残りの税額をまとめて徴収）	徴収予定額((ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は 月分（翌月10日納期限分）で納します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）	
番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 异動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 异動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。	通信欄（京都市への特段の連絡事項がある場合は直接こちらにご記入ください）

注意事項等	1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。 提出期限は、該当の従業員等の異動があった日の翌月10日までです。 従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。 2 太線枠内を記入し、ご提出ください。 3 本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。 4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村
-------	--

【記載例：12月まで徴収し、1月以降は一括徴収する場合】

退職の日が 一月一日から四月三十日までの間の方 について は、本人 からの申出 がない 場合 であつても、 必ず 残税額 をまとめて 徴収して ください。	付 受 印	市町村民税 道府県民税	給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収		
	(あて先) 京都市長 令和 年 月 日 提出	給与 (特別徴収義務者) 所在地 名稱 個人番号又は法人番号	人事課 給与 氏名 鴨川 花子 電話 075-123-4567	7 年 度 宛名番号 5	8 年 度 特別徴収 指定番号 宛名番号

給 与 所 得 者	フリガナ キョウト タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	新姓						
	京都 太郎							
生年月日	明・大・昭・平 55年 5月 5日		円	6月分から 12月分まで	1月分から 5月分まで			
個人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9							
住所	1月1日現在 京都市右京区太秦〇〇町31		円	154,500	90,500	円	12月27日	
異動後					64,000			

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）								
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地		特別徴収 指定番号 担当者	氏名 電話		新しい勤務先（左記担当者）へは、 月分(翌月10日納期限分) 月額 円 月分(翌月10日納期限分)～ 月額 円 を徴収し、納入するよう連絡済です。		
	フリガナ							
	名称							

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）								
番号を記入 <input type="text"/>	1 异動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 异動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。			徴収予定額((ウ)と同額) 64,000	円	左記の一括徴収した税額は 1月分(翌月10日納期限分)で納入します。		

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）								
番号を記入 <input type="text"/>	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 异動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 异動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。			京都市への特段の連絡事項がある場合は直接こちらにご記入ください				

注意事項等	1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。 提出期限は、該当の従業員等の異動があった日の翌月10日までです。 従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。 2 太線枠内を記入し、ご提出ください。 3 本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。 4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村							
	一括徴収した税額を納入する月 を御記入ください。							

【記載例：12月まで徴収し、1月から新しい勤務先で特別徴収する場合】

退職の日が 一月一日から四月三十日までの間の方 については、本人からの申出がない場合であつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。	付 受 印	市町村民税 道府県民税	給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書	
	(あて先) 京都市長	給与支払義務者	所在地 名稱 個人番号又は法人番号	人事課 給与 氏名 鴨川 花子 電話 075-123-4567
令和 年 月 日 提出		支 払 者	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	8 年度 特別徴収 指定番号 宛名番号

給 与 所 得 者	フリガナ	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	京都 太郎						
生年月日	明・大・昭・平 55 年 5 月 5 日			円 6 月分から 12 月分まで	1 月分から 5 月分まで	令和8年 12月27日	番号を記入 2	番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
個人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9			円 154,500	円 90,500	円 64,000		
住所	1月1日現在 京都市右京区太秦〇〇町31							
異動後								

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）								
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 大阪市北区〇〇丁目3番〇〇号 フリガナ ラクチュウショウジカブシキガイシャ オオサカシヤ 名称 洛中商事株式会社 大阪支社	特別徴収 指定番号 987654	氏名 桂川 次郎 担当者 電話 06-6123-4567	新しい勤務先（左記担当者）へは、 1 月分(2月10日納期限分) 月額 12,800 円 2 月分(3月10日納期限分)～ 月額 12,800 円 を徴収し、納入するよう連絡済です。				

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）								
番号を記入 □	1 异動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 异動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額((ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は					

受給者（納税義務者）が、新たな勤務先において引き続き特別徴収の継続を希望する場合は、必ず事前に新たな勤務先の経理担当者に連絡したうえで、「給与所得者異動届出書」の「新しい勤務先（特別徴収義務者）」欄の所在地、名称、電話番号、月割額及び徴収開始月を御記入ください。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合）								
番号を記入 □	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 异動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 异動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ) 3 死亡による退職のため。							

- 注意事項等
- 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きして支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく場合は、該当の従業員等の異動があった日の翌月10日までです。
従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
 - 太線枠内を記入し、ご提出ください。
 - 本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（総括表）を提出してください。
 - 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村